帰国者・接触者外来への受診指示及び行政検査の実施についての運用（令和２年２月２６日時点）

資料３－１

**１．帰国者・接触者外来への受診前の相談**

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 大阪府 |
| （１）新型コロナウイルス感染症が疑われる（従来）  （２）風邪の症状や３７．５℃以上の発熱が４日以上継続  （高齢者・妊婦・基礎疾患がある者は2日程度）  （３）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある | （２）風邪の症状や３７．５℃前後の発熱が４日程度継続  　　　（高齢者・妊婦・基礎疾患がある者は２日程度） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記相談内容を踏まえた受診指示の検討

**２．行政検査の実施**

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 大阪府 |
| 疑似症例（発生届の提出有り）  （１）３７．５℃以上の発熱かつ呼吸器症状に加え、２週間以内に  ・流行地域に渡航又は居住していた者　又は  ・流行地域に渡航又は居住していた者　と濃厚接触した者  （２）発熱又は呼吸器症状（軽症含む）があって患者と濃厚接触した者  疑似症例以外の検査対象（発生届の提出なし）  （３）３７．５℃以上の発熱＋呼吸器症状＋入院を要する肺炎  　　　（高齢者又は基礎疾患がある者は積極的に考慮）  （４）症状や患者との接触歴から感染が疑われる  （５）他の病原体検査で陽性となったが、治療の反応が乏しい（増悪） | （３）３７．５℃程度の発熱＋呼吸器症状＋入院を要する肺炎  　　　（高齢者又は基礎疾患がある者は積極的に考慮）  （６）原因不明の肺炎患者でウイルス性が疑われる者  （７）呼吸器症状の急性増悪 |